

院内掲示

厚生労働大臣の定める掲示事項は、下記の通りです。

【近畿厚生局への届出事項】

以下の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

●有床診療所入院基本料 1

当診療所には、看護職員が7名以上勤務しています。

●有床診療所急性期患者支援病床初期加算

●有床診療所在宅患者支援病床初期加算

●夜間看護配置加算 2

●夜間緊急体制確保加算

●看護補助配置加算 1

●入院時食事療養 I

管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

●栄養管理実施加算

●介護連携加算 1

●在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料

●脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)

●運動器リハビリテーション料(Ⅰ)

●呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)

●心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)

●時間外対応加算 1

●明細書発行体制等加算

●がん治療連携指導料

●酸素の購入価格

●外来感染対策向上加算